# 広島地方裁判所委員会(第17回)議事概要

第1 開催日時

平成21年7月8日(水)午後3時00分~午後5時00分

第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

第3 出席者

[委員] 奥田哲也, 萱島頼子, 河合文江, 木村豊, 小西秀宣, 中村治, 西田志都枝, 野崎薫, 守田貞夫, 山田哲敬, 和田敏夫(敬称略 五十音順)

「事務担当者]山本事務局長,岩崎総務課長,倉迫総務課課長補佐

「説明者]東郷広島第一検察審査会事務局長,野澤主任書記官

- 第4 議事(発言者: 委員長, 委員, 説明者, 事務担当者。議事内容については,別紙のとおり)
  - 1 検察審査会制度について
  - 2 公判前整理手続について
  - 3 各種報告について
    - (1) 前回の委員会以降の裁判員制度に関する広報活動等について
    - (2) 中国新聞紙上座談会について
    - (3) 裁判員等に対する接遇について
    - (4) 裁判員等に対するアンケートについて
    - (5) 裁判員裁判対象事件の起訴状況について
  - 4 その他
    - (1) 法曹会による裁判員制度開始記念絵葉書セットの販売について
    - (2) 委員の交替について
  - 5 次回のテーマについて

裁判員裁判の実際の運用状況について

6 次回期日 追って指定

以 上

# (別紙)

# 1【検察審査会制度について】

(東郷広島第一検察審査会事務局長から検察審査会制度について説明)

検察審査会については,何となく聞いたことがありますが,中身については全く知りませんでした。検察審査員は,国民の中からくじで選ばれるということでしたが,仕事が忙しい等の理由で辞退することは可能なのですか。

検察審査会法において、当然の辞退事由と、任意の辞退事由がいろいろ規定されていますが、単に仕事が忙しいというだけでは、当然の辞退事由にはなってはいません。

検察審査会法においては、裁判員法のように辞退事由を細かく規定しておらず、 検察審査会において、その人の辞退を認めるかどうかを決めるという、そういう 仕組みになっています。

平成21年5月に検察審査会制度の大きな改正があったとのことですが,この 改正については,どのようにお考えですか。

今回の改正により,2回の起訴(相当)議決があれば公訴提起になってしまうという意味では検察審査会の権限が強化されており,今まで以上に重要な役割を果たすことが期待されているということだと思います。

任期中の6か月間の負担は大きいのではないかと思いましたが、任期を終えた方々の感想としては、経験して良かったというものが多いという話をお聞きし、日本人も捨てたものじゃないなと感じました。裁判員制度についても市民の負担が大きいと思っていたのですが、今の話をお聞きすると、そうでもないのかもしれないという感じを持っています。

検察審査会制度は60年以上の歴史があるのですが,非公開ということもあり, なかなかマスコミにも取り上げてもらえないという面もあります。そのため,国 民の認知度も低いのだと思っていますが,参加いただいた方々からは,人間性を 高めるということや、本当に経験して良かったという感想をいただいておりますので、もし、くじに当たりましたら、特別な事情あるいは就職禁止事由がない限りは快く引き受けていただきたいと思います。

裁判員制度においては守秘義務に対する批判的な意見もあるのですが、検察審査員経験者の方々からは守秘義務についての批判等はないのですか。

検察審査員になられた方には、最初のオリエンテーリングの際に守秘義務に関する説明を行いますが、被害者等の個人情報が記載されている捜査記録を直接扱うことや、有罪無罪や量刑まで判断する裁判員裁判とは守秘義務の程度も異なっているためか、守秘義務についての批判等がなされたという経験はありません。

検察審査会制度は,国民が検察官の不起訴処分の当否を審査し,本当に起訴すべきものは起訴するという制度であるため,国民の司法参加という意味では,裁判員制度と同様に,積極的に,良い方向で運用できればいいと思います。

今回の法改正によって,弁護士は,指定弁護士や審査補助員という役割を担うことになり,準備を進めているところですが,指定弁護士については,弁護士が検察官としての活動を行うこととなるため,今後は,検察庁との連携等を進めていくことも必要になってくると思います。いずれにしても,市民が起訴相当と判断して弁護士が検察官役を担うという制度自体は,弁護士会としても評価し,積極的に取り組んでいこうというところです。

司法制度の中で,既に国民が参加している制度があり,しかも,長い歴史を持っているということについては,もう少しアピールしてもよいと思っています。また,裁判員制度についても,このような検察審査会の経験やノウハウを活用することも必要ではないかと思います。

## 2【公判前整理手続について】

(野澤主任書記官から公判前整理手続について説明)

公判前整理手続は、誰が、どこで開催するのですか。また、それは公開される

のですか。

誰がどこでという点については,いろいろなバリエーションがあり,書面を提出し合うことで済む場合もあれば,裁判所で裁判官を含めた関係者が一堂に会して行うこともあります。また,手続としては,すべて非公開です。

検察官と弁護士の間で、癒着というか、馴れ合いのような形で決まっていくという心配はないのですか。

癒着や馴れ合いの点ですが、従前から、裁判所抜きの当事者の事前の打ち合わせや証拠開示のやりとりについては一般的に行っており、それが、公判前整理手続の制度が導入されて、裁判所も交えた三者で方針を決めていくという形になったということになります。

公判前整理手続において、検察官と弁護人は、裁判員のために、審理の内容をある程度分かりやすく整理するという意識は必要であり、そういった意味で協力し合うという部分は出てくるだろうと思いますが、基本的には、お互いの立場を十分に意識した上で行っています。

率直に言って,検察官と弁護人の馴れ合いについては,まず考えられないと思います。

公判前整理手続に裁判官が入ることにより,裁判官に予断が生じるということはないのでしょうか。

公判前整理手続の中で検察官や弁護人の主張の内容は分かりますので,一定の予測を行うことはありますが,しかし,それは常に審理の中で変わっていくものであり,最初からこうだと決めつけている訳ではありません。普通の事件でも常にそういうものであり,審理をしていく中で,心証がいろいろ揺れ動き,その中でだんだん固まっていくということです。

裁判官は,公判前整理手続の段階では証拠を見るわけではありません。主張と, どういう証拠を調べてくれという証拠調べ請求について整理を行うということで す。ただ,模擬裁判を行った際の反省点として,本来,主張や証拠調べは当事者 の責任で行ってもらうものであるのに,証拠も見ていない裁判官が,こんな主張 はおかしいので許さないとか,こういう証拠はいらないはずだから許さないと強 力に整理しようとする傾向があるのではないかという指摘があり,現在では,そ れは行き過ぎであり,当事者の意向を尊重すべきだという流れになっています。

弁護人に証拠を開示することについて、検察官がよく譲られたと思うのですが、 その点はどうなんでしょうか。

今まで、弁護人の中には争点を明らかにされない方もおり、ある意味、両者が 疑心暗鬼になっている部分があったのだと思うのですが、現在は、何を争うのか を明示すると、それに関係するものの開示を受けられるということで、弁護側に しても開示を得られる反面、後で主張を簡単に変えるわけにはいかないという状態になっています。

従前の刑事裁判でも、法廷に提出される証拠については、検察官が事前に開示し、弁護人はそれを見ることができました。現在は、検察官が提出するつもりがない証拠でも制度的に見ることが可能になったという部分が違うのですが、大きな事件については、公判前整理手続で十分に仕切れるかどうかについて、まだよく分からないという部分があると思います。

裁判員は、法廷に提出された証拠だけで判断することになりますので、争点の みで審理を進めていき、検察官と弁護人の双方が証拠を見落としたような場合は、 それこそえん罪につながるようなことになるのではないかと心配しています。

被告人が罪を犯したかどうかについては,検察官に立証責任がありますから, おかしいと思ったら,有罪にしないということだと思います。

裁判員は,提出された証拠で被告人を有罪にすることについて承伏できない場合は,それを通していいのでしょうか。

疑わしきは被告人の利益にということで、裁判員の方が心証に自信がないとか、他に真実があるのではないかと思われるようであれば、それは検察官の立証不足ということになるんだろうと思います。

最近,多くのえん罪事件が発生しているため,恐いなという気持ちはあり,できるだけ多くの証拠を双方が出し合って争点を決めていくということと,裁判を 短期間で終わらせることがうまく両立できるのかについて,今でも不安を持っていますが,その中で,自分としては最善を尽くしていくしかないと思っています。

えん罪をなくすために,現在,いろいろなものが変わりつつあると思います。 例えば,鑑定の在り方,あるいは,自白の取り方についての可視化ということも ある程度言われておりますけども,そういったいろいろな面を変えて,間違いを なくしていかなければならないと思っています。

法曹三者のみで争点整理を行う結果,裁判員の素人的な争点をちゃんと採り上げてもらえるのかについて,少し心配に思いますし,法律の専門家ではない国民が参加するという裁判員制度をスポイルするようなものになってはいけないと思っています。

公判前整理手続において法曹三者で争点を詰めているわけですが、評議の際、一般の市民の視点で、裁判所が気づかなかった点が出てくるというのは、当然考えられます。それが、被告人の有罪、無罪の結論に大きく影響が出てくる場合には、それを放置したまま裁判をすることはできませんので、争点についての仕切り直しを行い、必要があれば新たな証拠調べを行うことになりますが、その場合は、審理日程の変更等を行う可能性も高く、裁判員の方にご負担をお掛けすることになりかねないということにもなります。ですので、そのようなことがないよう、公判前整理手続をもっと充実させ、そのためのツールである証拠開示の制度を大いに活用していただきたいと考えています。

#### 3【各種報告について】

- (1) 前回の委員会以降の裁判員制度に関する広報活動等について (事務担当者から,以下の広報活動について報告)
  - · 中国新聞紙上座談会(5月13日実施)

- 広島法曹三者記者会見(5月20日実施)
- 2009裁判員制度deカープ応援day(5月27日実施)
- · 出前講座実施状況
- ホスピタリティ接遇研修(7月16日実施予定)
- (2) 中国新聞紙上座談会について

本座談会には,参加された委員に,座談会に参加された感想等についてお話 しいただきたいと思います。参加されてみていかがだったでしょうか。

座談会については、裁判員制度の広報の一翼を担うという気持ちと、一人の市民として感じる疑問や心配、民間企業での準備状況などについてお話させていただく気持ちから参加しました。

裁判員に知らされる情報について心配な点もありますが、頑張ってやりましょうという趣旨の話をしました。また、座談会に出席しておられた女性が、とてもはきはきと自分の信ずるべき道をおっしゃったので、日本も悪くないなというふうに思えました。

(3) 裁判員等に対する接遇について

(事務担当者から,以下のとおり報告)

- ・ 裁判に参加していただいた裁判員及び補充裁判員(以下「裁判員等」という)に対して感謝の意を示すこと等を目的に,裁判員バッジを配布する予定であること。
- ・ 職務を遂行した裁判員等及び裁判所に出頭されたものの裁判員等に選任されなかった裁判員候補者に対して感謝レターの交付を検討していること。
- (4) 裁判員等に対するアンケートについて

(委員長から,以下のとおり報告)

裁判員裁判のよりよい運用に反映させていくことを目的に,裁判所にお越 しいただいた裁判員,補充裁判員及び裁判員候補者の方々にアンケートを実 施する予定であること。 (5) 裁判員裁判対象事件の起訴状況について

(委員長から,以下のとおり報告)

7月7日現在,広島地方裁判所には7件の裁判員裁判対象事件が起訴されており,そのうちの3件は,公判前整理手続期日が指定されていること。

# 4【その他】

(1) 法曹会による裁判員制度開始記念絵葉書セットの販売について

(委員長から,以下のとおり説明)

裁判員制度開始を記念する特別公益事業として,財団法人法曹会から,裁 判員裁判実施庁ごとに異なるデザインを使用した絵葉書セットが制作・販売 されることとなったこと。

(2) 委員の交替について

(7月31日で任期満了となる委員より,退任に当たってのあいさつがあった。)

## 5【次回のテーマについて】

次回のテーマは,裁判員裁判の実際の運用状況についてご説明,ご報告させていただくことにしたいと思っておりますが,いかがでしょうか。

## (委員了承)

## 6【次回期日】

追って指定

以上